

第3章 第4次長崎市食育推進計画におけるめざす姿、重点課題、将来目標及び体系図

1 めざす姿

第3次長崎市食育推進計画から新たに『めざす姿』を設定しましたが、食育への関心は依然低く、横ばいにとどまっており、市民一人ひとりが意識して健全な食生活を実践する状態に至っていない現状です。よって、第4次長崎市食育推進計画においても、食育を推進する各分野が、全体の意識の共有と連携、協働を図りながら取り組んでいくために、めざす姿は引き続き継続します。

めざす姿

長崎市民一人ひとりが『食』について意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践する

《趣旨》

食育基本法に基づき、長崎市民一人ひとりが「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々のさまざまな活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することをめざします。そのために、家庭、学校、幼稚園、認定こども園、保育所、地域等を中心とした食育を推進する各分野と連携、協働を図り、食育の推進に取り組んでいくために、下記の1から7の取組むべき施策を推進します。

なお、下記の1から7の各施策は、食育を総合的、計画的に推進するため、第1次計画策定当初から、柱となる施策として位置付けられています。

《取組むべき施策》

1	家庭における食育の推進
2	学校、幼稚園、認定こども園、保育所等における食育の推進
3	地域における食生活の改善のための取組みの推進
4	食育推進運動の展開
5	消費者と生産者等との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6	食文化の継承のための活動への支援等
7	食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供

2 重点課題

「めざす姿」に向かって、1から7の取り組むべき施策を横断的に取り組んでいくために、第3次長崎市食育推進計画の将来目標の分析や市民健康意識調査の結果及び社会情勢の変化を踏まえ、長崎市の現状と問題点を整理し、「3つの重点課題」を設定します。

【重点課題1】

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（健康の視点）

高齢化が進む中、健康寿命の延伸や生活習慣病の発症・予防は重要な課題であり、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は増しているものの、依然朝食の欠食や適切な食生活の実践ができていない現状があります。

そこで、食生活の基礎となる乳幼児期から、健康無関心層も含め、高齢期に至るまで切れ目なく、生涯を通じた心身の健康を支えるため、食育を推進します。

【重点課題2】

消費者と生産者等との交流、地域の食文化の継承の推進（人の交流、文化の視点）


食は生産から消費に至るまで、多くの人々の様々な活動によって支えられているということに対する感謝の念や理解を深めることは大切です。

近年感染症拡大により難しくなっている食に関する体験や食文化（郷土料理や食事の作法など）について、新しい生活様式を取り入れながら継承する人材や交流の機会を増やし、食育を推進します。

【重点課題3】

持続可能な食を支える食育の推進（社会、環境づくりの視点）

感染症拡大など社会情勢が大きく変わる中においても持続可能な食環境、つくる責任・つかう責任を考えた食環境、また、地域において食に関する健康づくりを普及するため、食育を推進します。



上記3つの重点課題に対する横断的な視点
「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を設定します。

3 将来目標の方向性及び新規目標設定

(1) 将来目標の方向性

新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年4月から食育関連の事業の多くを中止し、令和3年4月以降も感染状況や事業内容など総合的に判断し一部事業を中止したため、第3次長崎市食育推進計画の将来目標の評価は難しいものとなりました。

よって、第4次長崎市食育推進計画の将来目標については、先に述べた重点的視点を持ちつつ、第3次長崎市食育推進計画の将来目標を継続しながら、目標の内容の見直し、細分化されていた分類の統合、数値の増加を目標とするものと低下を目標とするものが混在していたため増加に統一すること、第4次食育推進基本計画(国の計画)の目標との整合、また、新たに持続可能な食を支える食育の推進という視点の将来目標を追加しました。

(2) 新規将来目標の設定

新規将来目標 1

市ホームページ（食育）閲覧数の増加


【健康づくり課】

(設定根拠)

第4次計画では、デジタル化を横断的視点としており、市ホームページへのアクセスの状況として市ホームページ（食育）の閲覧数について設定します。

(将来目標)

食育にかかる市ホームページの閲覧数について、増加することを目標とします。

目 標	第4次 当初現状値 (R3年度)		第4次目標値 (R8年度)
食育にかかる市ホームページ閲覧数の増加	700件		1,000件

新規将来目標 2

食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合の増加


【廃棄物対策課】

(設定根拠)

持続可能な食を支える食育の推進という重点課題にむけての視点となるため、食品ロス削減について、国と同等の目標内容及び目標値を設定します。

(将来目標)

国の目標「食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合」を参考としており、数値については、長崎市民に対する調査により算出します。

目 標	第 4 次 当初現状値 (R 3 年度)		第 4 次目標値 (R 8 年度)
食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合の増加	—		80%

4 第4次長崎市食育推進計画計画における将来目標一覧

目標項目	第4次当初 現状値 (R2年度)	第4次への 方向性	第4次目標値 (R8年度)	備考	所管課
食育に関心を持っている市民の割合の増加	72.3%	目標値見直し	78.9%	長崎市民健康意識調査	健康づくり課
「食卓の日」の実施度の増加	25.0%	継続	50.0%	ながさきの「食」に関する 市民意識調査	水産農林政策課
朝食摂取率の増加(小中学生)	98.3%	目標内容・ 分類見直し	100%	学校運営調査 (5年に1回調査、次は7年度予定)	学校教育課
朝食摂取率の増加(若い世代 20~39歳) 【 】内は、40~59歳	74.6% 【81.9%】	目標内容・ 分類見直し	85.0%	長崎市民健康意識調査	健康づくり課
共食を実施している1週間あたりの回数の増加 ※一人世帯も対象	-	目標内容見直し	16回	長崎市民健康意識調査	健康づくり課
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回 以上食べている市民の割合の増加	40.5%	目標内容見直し	50.0%	長崎市民健康意識調査	健康づくり課
生活習慣病の予防や改善のための適切な食事、運 動等を継続的に実践している市民の割合の増加	-	目標内容見直し	75.0%	長崎市民健康意識調査	健康づくり課
ゆっくりよく噛んで食べる市民の割合の増加	-	目標内容見直し	55.0%	長崎市民健康意識調査	健康づくり課
食生活改善推進員の数の維持	258人	目標内容見直し	258人	各年度4月1日現在の人数	健康づくり課
市民が利用する「市民農園」の区画割合の 増加 【 】内は利用区画数/全区画数	52.5% 【441/839】	区画数の見直し	75.0% 【387/516】	市民農園の入園率	農林振興課
グリーンツーリズム体験プログラムの 参加者数の増加	4,409人	継続	12,000人	(再掲) 長崎市第五次総合計画 第二次長崎市農業振興計画	農林振興課
学校給食における地元水産物(鮮魚類)の 使用割合(重量ベース)の増加	64.3%	継続	68.0%	学校給食における地場産物使 用状況調査(11月、2月)	健康教育課
食育にかかる市ホームページ閲覧数の増加	700件	新規	1,000件	-	健康づくり課
食品ロス削減のために何らかの行動をしてい る市民の割合の増加	-	新規	80.0%	-	廃棄物対策課

5 施策の体系図

めざす姿

長崎市民一人ひとりが『食』について意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践する

重点課題 1

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（健康の視点）

重点課題 2

消費者と生産者等との交流、地域の食文化の継承の推進（人の交流、文化の視点）

重点課題 3

持続可能な食を支える食育の推進（社会、環境づくりの視点）

（横断的視点）
「新たな日常」や
デジタル化に対応
した食育の推進

【取り組むべき施策】	【施策の方向性】
1 家庭における食育の推進	(1) 子どもの基本的な食習慣の形成
	(2) 望ましい食習慣や知識の習得
	(3) 子ども・若者の育成支援における共食等の食育推進
	(4) 在宅時間を活用した食育推進
2 学校、幼稚園、認定こども園、保育所等における食育の推進	(1) 食に関する指導の充実
	(2) 学校給食の充実
	(3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進
	(4) 就学前の子どもに対する食育推進
3 地域における食生活の改善のための取り組みの推進	(1) 健康寿命の延伸につながる食育推進
	(2) 歯科口腔保健活動における食育推進
	(3) 栄養バランスに配慮した食育推進
	(4) 若い世代に向けた食育推進
	(5) 高齢者に関わる食育推進
	(6) 地域における共食の推進
	(7) 災害時に備えた食育推進
4 食育推進運動の展開	(1) 食育に関する市民の理解の増進
	(2) ボランティア活動等への支援
	(3) 食育月間・食育の日の実施と継続的な食育推進運動
5 消費者と生産者等との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	(1) 農林漁業者等との連携による食育推進
	(2) 農林漁業体験活動の促進
	(3) 都市と農山漁村の共生・交流の促進
	(4) 地産地消の推進
	(5) 食品ロス削減と食品リサイクルの推進
6 食文化の継承のための活動への支援等	(1) 学校給食での郷土料理等の積極的な導入
	(2) 伝統的な食材や食文化に関する情報の発信
7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供	(1) 基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供
	(2) リスクコミュニケーションの充実
	(3) 食品の安全性の確保